岐阜県土木関係手数料徴収条例の一 部を改正する条例に つい 7

岐阜県土木関係手数料徴収条例の 部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

正する。 岐阜県土木関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第三十三号) の一部を次のように改

別表第一 五の表二の 項中 七、 ○○○」を 八、 に改める。

別表第一 九の表三の項中 「確認済証の交付に係る計画が」 を削る。

付手数料」 別表第一 を 十二の表九の項中「確認済証の交付に係る計画が」を削り、 「開発行為等適合証明書交付手数料」 に改める。 「開発行為等適合証明交

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案説明

けようとする畜舎建築利用計画が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を対象に加 える等のため、 都市計画法施行規則 この条例を定めようとする。 \mathcal{O} 部改正に伴い、 開発行為等適合証明書交付手数料につい て、 認定を受